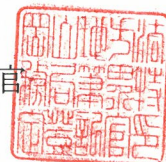


筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 144 条第 1 項の規定に基づく
下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 144 条第 2 項により準用する同法
第 133 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 6 月 3 日

岡山地方法務局筆界特定登記官



記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和 7 年第 22 号
対象土地 甲 勝田郡勝央町勝間田字羽根原 408 番 2
乙 勝田郡勝央町勝間田字羽根原 406 番 11
- 2 関係人の氏名又は名称
黄承輝、黄承義
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定をした旨の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。